

証券コード2293
2019年6月7日

株 主 各 位

栃木県栃木市泉川町556番地
滝沢ハム株式会社
代表取締役社長 瀧澤 太 郎

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後6時までには到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 栃木県栃木市泉川町556番地
滝沢ハム株式会社 本店4階会議室
(本株主総会におきましては、上記会場で開催することといたしました。ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただきお間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第69期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 1. 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.takizawaham.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

ご 案 内

1. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.takizawaham.co.jp>) に掲載させていただきます。
2. 株主総会終了後、株主様との懇親会を開催いたしますので、併せてご出席いただきますようお願い申し上げます。

添付書類

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が続くなど緩やかな回復基調が続いているものの、米中貿易摩擦問題や海外における地政学的リスクが国内経済に与える影響が懸念され、先行き不透明感が残る状況で推移しました。

当業界におきましては、将来の不安と物価上昇の警戒感から消費者の低価格志向が継続する中で、人手不足による人件費の上昇や物流コストの上昇等により厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中で、当社グループは、営業部門におきましては、チーム営業の推進により取引先との関係強化を図るとともに、外食部門等の開拓により売上拡大と販売の効率化を推進いたしました。生産部門におきましては、主力商品の増産に対応するため、生産設備の増強を図るとともに、商品の統廃合推進により生産性の向上に取り組んでまいりました。また、食肉部門におきましては、輸入豚肉のブランド肉の仕入強化、国産銘柄牛・豚及び食肉一次加工品等の付加価値の高い商品の販売強化を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、ハム・ソーセージ類の売上の伸び悩みと食肉部門の販売競争激化の影響で売上が減少したことにより、319億22百万円（前年同期比6.8%減）となり減少いたしました。損益面では、売上減少要因と物流費及び燃料費等の経費増加もあり、営業利益は1億21百万円（前年同期比72.5%減）、経常利益は1億57百万円（前年同期比67.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は92百万円（前年同期比70.0%減）となり減益となりました。

部門別の概況は次のとおりであります。

食肉加工品部門

食肉加工品部門につきましては、ローストビーフの売上は好調に推移しましたが、ハム・ソーセージの売上が減少したため、この部門の売上高は減少いたしました。この結果、この部門の売上高は135億82百万円（前年同期比0.3%減）となりました。

惣菜その他加工品部門

惣菜その他加工品部門につきましては、ハンバーグ類の売上は増加しましたが簡便性を重視した惣菜商品の売上が減少したため、売上高は減少しました。この結果、この部門の売上高は47億8百万円（前年同期比3.2%減）となりました。

食肉部門

食肉部門につきましては、牛肉は、国産牛肉、輸入牛肉とも販売競争の激化により売上は減少しました。豚肉についても、国産豚肉及び輸入豚肉はブランド商品の拡販に努めましたが、売上は減少いたしました。この結果、この部門の売上高は134億82百万円（前年同期比13.6%減）となりました。

その他部門

その他部門につきましては、売上高は1億48百万円（前年同期比0.4%減）となりました。

なお、当連結会計年度より事業部門別の区分を変更しており、各事業部門別の比較については、変更後の区分に組み替えた数字で比較しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主なものは、デリカ工場の改築及び泉川工場、西方工場の機械設備等の新設等であり、設備投資の総額は6億96百万円になりました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資または社債の発行等による資金の調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、2020年の東京オリンピック開催に伴う特需や雇用・所得環境の改善で国内景気は回復基調で推移することが期待される一方で、本年10月の消費増税、米中間の貿易摩擦の影響など不透明な状況が続くものと思われまます。

当業界におきましては、人口減少や高齢化社会の進行などによる市場の伸び悩みから販売競争が激化することが予想され、加えて物流費や人手不足による人件費の上昇もあり、業界を取り巻く環境はさらに厳しい状況になることが予想されます。

このような状況におきまして、当社グループは、2019年5月にプリマハム株式会社と両社の事業強化と発展を図るため、生産、販売、調達等の広範な分野での業務提携を発表いたしました。この業務提携により経営の効率化と収益力の向上を図ってまいります。

営業面におきましては、関西、四国、九州地区への販売強化や外食分野等の開拓により売上の拡大を図るとともに、物流コスト削減の取り組み、販売の効率化を図る等、収益力の向上に努めてまいります。生産面につきましては、ISO22000の取得や小集団活動により品質の向上を図るとともに、生産技術の向上と省力化投資により生産性向上に努めてまいります。食肉部門につきましては、輸入・国産食肉のブランド肉の差別化により商品力の強化を図るとともに、差別化した原料による食肉一次加工品等の販売強化を図り、収益の確保に努めてまいります。

また、今期の配当につきましては、業績悪化に伴い期末配当金年15円に減配させていただきたいと考えております。今後につきましては、全社一丸となり収益力の回復、財務体質の改善に努め、安定配当に努めてまいる所存であります。

株主様におかれましては、今後とも引き続き、何卒倍旧のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 66 期 (2015年4月1日 2016年3月31日)	第 67 期 (2016年4月1日 2017年3月31日)	第 68 期 (2017年4月1日 2018年3月31日)	第 69 期 (2018年4月1日 2019年3月31日)
売 上 高(千円)	30,366,205	32,767,338	34,245,689	31,922,769
経 常 利 益(千円)	209,098	541,674	479,021	157,164
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	152,861	391,321	307,292	92,257
1株当たり当期純利益 (円)	14.88	38.11	149.63	44.92
総 資 産(千円)	12,585,907	13,520,959	15,070,497	14,170,331
純 資 産(千円)	3,123,015	3,528,722	3,867,039	3,748,599
1株当たり純資産額 (円)	304.13	343.64	1,882.96	1,825.29

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
3. 第68期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、2017年10月1日付で普通株式5株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社テルマンフーズ	百万円 60	% 100.0	食肉及び食肉加工品の製造販売

③ 企業結合の成果

上記に記載の重要な子会社を含め連結子会社は3社であります。当連結会計年度の売上高は319億22百万円（前年同期比6.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は92百万円（前年同期比70.0%減）となりました。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事業部門	主要な事業
食肉加工品	ハム・ソーセージ等の製造販売
惣菜その他加工品	レトルト食品、惣菜等の製造販売及び仕入販売
食肉	食肉の仕入、加工及び販売、肉牛の肥育
その他	飲食店の経営

(8) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

当 社	本 社	栃木県栃木市泉川町556番地	
	工 場	泉川工場(栃木県栃木市) 仙南工場(宮城県角田市) 泉川ミートセンター(栃木県栃木市)	西方工場(栃木県栃木市) デリカ工場「翔」(栃木県栃木市) 菖蒲パックセンター(埼玉県久喜市)
	営 業 所	青森営業所(青森県青森市) 仙台営業所(宮城県仙台市) 北関東量販課(栃木県宇都宮市) 新潟営業所(新潟県新潟市) 大阪営業所(大阪府高槻市)	盛岡営業所(岩手県盛岡市) 福島営業所(福島県本宮市) 群馬営業所(群馬県伊勢崎市) 東京支店(東京都足立区) 茨城ビーフセンター(茨城県茨城町)
	直 売 所	<レックエルバルト店> 栃木本店(栃木県栃木市) <アロマテーブル店> 亀有店(東京都葛飾区) 北砂店(東京都江東区) 川口店(埼玉県川口市) 足利店(栃木県足利市)	西新井店(東京都足立区) 横浜店(神奈川県横浜市) 小山店(栃木県小山市)
子 会 社	株 式 会 社 テ ル マ ン フ ー ズ	本 社 (栃木県栃木市) 首都圏営業部 (埼玉県川口市)	
	株 式 会 社 ワ ー ル ド フ ー ド サ ー ビ ス	本 社 (宮城県角田市)	
	株 式 会 社 前 日 光 都 賀 牧 場	本 社 (栃木県栃木市)	

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

従業員数(名)	前期末比較増減(名)
350	8(増)

(注) 上記従業員数には、契約社員(専任社員・パートタイマー)371名及び他社への出向者3名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社足利銀行	1,593
株式会社栃木銀行	470
株式会社常陽銀行	324
株式会社商工組合中央金庫	315
株式会社三菱UFJ銀行	300
株式会社みずほ銀行	252

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 7,952,000株
 (2) 発行済株式数 2,102,000株
 (3) 株主数 2,028名
 (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 滝 沢 興 産	461,200 株	22.4 %
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	315,200	15.3
滝 沢 ハ ム 取 引 先 持 株 会	155,300	7.5
株 式 会 社 足 利 銀 行	75,600	3.6
瀧 澤 太 郎	60,000	2.9
瀧 澤 悦 子	60,000	2.9
株 式 会 社 常 陽 銀 行	50,000	2.4
上 野 さ り	45,200	2.2
マ ル ハ ニ チ ロ 株 式 会 社	44,000	2.1
吉 田 潤 子	43,800	2.1
岩 井 由 紀 子	43,800	2.1

(注) 当社は、自己株式48,296株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	中 江 一 雄	
代 表 取 締 役 社 長	瀧 澤 太 郎	加工品事業本部長 (株)テルマンフーズ代表取締役社長
専 務 取 締 役	阿 部 竹 男	経営戦略室長
常 務 取 締 役	斎 藤 信 明	生産本部長
常 務 取 締 役	山 口 輝	管理本部長
取 締 役	浜 村 恭 弘	税理士 税理士法人浜村会計専務
常 勤 監 査 役	戸 田 敏 明	
監 査 役	長 安 正	
監 査 役	澤 田 雄 二	弁護士 宇都宮中央法律事務所所長 (株)ナカニシ社外監査役 (株)カワチ薬品社外監査役
監 査 役	鎌 形 俊 之	公認会計士・税理士 鎌形公認会計士事務所所長

- (注) 1. 2019年1月15日をもって、取締役(食肉事業本部長)佐々木吉男氏は辞任により退任いたしました。
2. 取締役浜村恭弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役澤田雄二及び鎌形俊之の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役戸田敏明及び長安正の両氏は、長年金融機関での業務に携わっており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役澤田雄二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役鎌形俊之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額

	支給人員	報酬等の額	摘 要
取 締 役	7名	101,613 千円	(うち社外取締役 1名 2,700千円)
監 査 役	4名	16,880	(うち社外監査役 2名 4,100千円)
合 計	11名	118,494	

- (注) 1. 株主総会決議による報酬支給限度額は次のとおりであります。
- | | | |
|-------|-----------------|--------------|
| 取 締 役 | 1996年6月27日開催時決議 | 年額 200,000千円 |
| 監 査 役 | 1991年6月27日開催時決議 | 年額 20,000千円 |
2. 上記のほか、使用人給与相当額12,826千円を支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

監査役澤田雄二氏は、株式会社ナカニシ及び株式会社カワチ薬品の社外監査役であります。両社と当社の間には特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	浜 村 恭 弘	当期開催の取締役会12回全てに出席し、税理士としての専門的見地から、特に会計・税務に関して助言・提言を行っております。
監 査 役	澤 田 雄 二	当期開催の取締役会12回のうち10回に出席し、また、当期開催の監査役会9回全てに出席しております。取締役会等の議案については、法律家としての高い専門知識をもとに助言を行っております。
監 査 役	鎌 形 俊 之	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また、当期開催の監査役会9回全てに出席しております。取締役会等の議案については、公認会計士・税理士としての高い専門知識をもとに助言を行っております。

- (注) 浜村恭弘、澤田雄二及び鎌形俊之の3氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 明治アーク監査法人

(注) 明治アーク監査法人は、2019年7月1日をもって有限責任監査法人に移行し、名称をアーク有限責任監査法人に変更します。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、当該会計監査人の解任または不再任を検討し、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役は、内部統制の有効性と妥当性を確保するため、行動規範ガイドラインをはじめとするコンプライアンス体制に関する規程を制定し、全ての取締役、使用人がこれらを遵守することを企業活動の前提とする。
- ② 代表取締役は、コンプライアンス担当取締役を任命し、担当取締役は全社横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努める。
- ③ 担当取締役は、各部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつ行動規範ガイドライン等の実施状況を管理・監督し、全使用人に対しての適切な研修体制を構築し、法令・定款等の遵守についてさらなる周知徹底を図る。
- ④ 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容調査及び対処案等について、担当取締役を通じ代表取締役、取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）の取扱いは、当社文書管理規程及びそれに関する各管理マニュアル等に従い適切に保存及び管理を行い、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ② 職務執行情報のデータベース化を促進し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索することが可能とする体制を構築する。
- ③ 前2項に係る事務は、代表取締役が任命する取締役が所管し、第1項の検証・見直しの経過及び第2項のデータベースの運用・管理について、四半期に一回以上、取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 品質、災害、環境、情報セキュリティ、コンプライアンス等に係るリスクは、それぞれの担当部署が必要に応じて規程、ガイドラインを制定し、研修の実施、マニュアルの作成・配付及び周知を行う。
- ② 代表取締役は、コンプライアンス担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、当社グループ全体のリスク状況を網羅的・統括的に管理する。
- ③ 代表取締役は、代表取締役に直属する内部監査部署として、監査部を設置し、その事務を管掌する。
- ④ 監査部は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改定を行う。

- ⑤ 監査部の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにコンプライアンス委員会及び担当部署に通報される体制を構築する。
- ⑥ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス上の重要な問題について審議を行い、リスク管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する研修等を企画実行する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の計画どおりに進捗しているか月次業績報告を通じ検証を行う。
- ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配付される体制をとるものとする。
- ③ 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準に基づき、財務報告に係る内部統制を構築する。
- ② 関係会社管理規程に基づき、子会社を管理し、子会社の業務執行は、定期的に報告する体制とする。また、子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は当該子会社の他の取締役の職務執行状況を監視・監督する。
- ③ 子会社のリスク情報の有無を監査する部署は、監査部とし、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ④ 監査部は、子会社に損失の危険に関するリスクが発生し、監査部がこれを把握した場合には、直ちに発見されたリスクの内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築する。
- ⑤ 当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査部は、管理本部及び子会社の監査担当部署と十分な情報交換を行う。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき部署は監査部とし、専任の使用人が必要な場合には遅滞なく配置することとする。
- ② 前項の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命及び異動は、監査役会の同意を必要とする。
- ② 監査役会付の使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。
- ③ 監査役の職務を補助すべき使用人が、監査役に報告を行ったことにより不利な取扱いを行ってはならないものとする。
- ④ 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還等の請求をした場合、その職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めによるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ② 前項の報告・情報提供として主なものは次の通りとする。
 - a. 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - b. 当社の子会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - c. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - d. 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - e. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要な事項
 - f. 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - g. 社内稟議書、重要会議議事録及び監査役から要求された会議議事録の回付

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査体制と内部統制システム体制の有効性を検証し、体制との調整を図り、よって当社の監査体制の実効性を高めるため、代表取締役は監査役会、財務担当取締役及び監査部長と定期的な意見交換会を開催する。
- ② 前項の同会議は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分尊重しなければならない。
- ③ 会計監査人の選任・不再任・解任に関する株主総会に提出する議案の内容は、監査役会の決議によるものとする。

(10) 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる暴力団を始めとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、以下の方針を定める。

- ① 当社は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固としてこれを拒否する。
- ② 当社は反社会的勢力による不当要求に対しては組織をもって対応し、当社の従業員の安全を確保する。
- ③ 当社は、反社会的勢力への資金提供は絶対に行わない。
- ④ 当社は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。
- ⑤ 当社は反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関との緊密な連携を図る。
- ⑥ 当社は、反社会的勢力からの不当要求に対しては、刑事上もしくは民事上の法的対応を行う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役会は、取締役6名で構成し、監査役4名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しました。主要な会議の開催として、取締役会は12回開催され、取締役の職務の執行の適正性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社の取締役会は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲内で、職務を執行いたしました。
- ② 子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社の取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。
- ③ 監査部は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部、工場及び営業所等を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告いたしました。
- ④ 監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、毎月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言のとりまとめを行いました。さらに、監査役は取締役会に出席するとともに、取締役、その他使用人と対話を行い、監査部・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。
- ⑤ 常勤監査役は、稟議書等重要な決裁書類を閲覧し取締役の執行状況を監査するとともに、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて説明を求めています。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,871,402	流動負債	7,325,029
現金及び預金	2,149,955	買掛金	2,703,623
受取手形及び売掛金	3,292,544	短期借入金	2,846,264
商品及び製品	970,455	1年内償還社債	40,000
仕掛品	165,519	リース債務	411,492
原材料及び貯蔵品	213,763	未払金	713,675
その他の	79,164	未払法人税等	27,100
固定資産	7,298,928	賞与引当金	130,315
有形固定資産	5,535,544	役員賞与引当金	3,738
建物及び構築物	1,941,324	その他の	448,820
機械装置及び運搬具	261,795	固定負債	3,096,702
工具、器具及び備品	157,319	社債	320,000
土地	1,647,216	長期借入金	809,158
リース資産	1,527,889	リース債務	1,255,165
無形固定資産	70,940	繰延税金負債	80,414
ソフトウェア	55,029	役員退職慰労引当金	140
その他の	15,910	退職給付に係る負債	427,867
投資その他の資産	1,692,443	その他の	203,956
投資有価証券	1,483,470	負債合計	10,421,732
その他の	214,364	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△5,390	株主資本	3,401,913
		資本金	1,080,500
		資本剰余金	684,424
		利益剰余金	1,641,564
		自己株式	△4,575
		その他の包括利益累計額	346,685
		その他有価証券評価差額金	386,540
		退職給付に係る調整累計額	△39,854
		純資産合計	3,748,599
資産合計	14,170,331	負債・純資産合計	14,170,331

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	31,922,769
売上原価	26,277,152
売上総利益	5,645,616
販売費及び一般管理費	5,523,634
営業利益	121,982
営業外収益	
受取利息	186
受取配当金	29,875
補助金収入	12,675
受取賃貸料	26,188
その他	30,008
合計	98,932
営業外費用	
支払利息	48,624
支払手数料	15,000
その他	126
合計	63,751
経常利益	157,164
特別利益	
投資有価証券売却益	16,605
損害賠償金収入	6
合計	16,611
特別損失	
固定資産除却損	16,493
減損損失	904
訴訟関連費用	4,866
合計	22,263
税金等調整前当期純利益	151,511
法人税、住民税及び事業税	49,431
法人税等調整額	9,822
当期純利益	92,257
親会社株主に帰属する当期純利益	92,257

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,080,500	684,424	1,600,650	△4,575	3,360,998
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△51,342	—	△51,342
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	92,257	—	92,257
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	40,914	—	40,914
当 期 末 残 高	1,080,500	684,424	1,641,564	△4,575	3,401,913

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	543,779	△37,739	506,040	3,867,039
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△51,342
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	92,257
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△157,239	△2,115	△159,354	△159,354
当 期 変 動 額 合 計	△157,239	△2,115	△159,354	△118,439
当 期 末 残 高	386,540	△39,854	346,685	3,748,599

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,131,997	流動負債	6,937,630
現金及び預金	1,794,322	買掛金	2,373,655
売掛金	3,067,420	短期借入金	2,305,000
商品及び製品	801,167	1年内償還社債	40,000
仕掛品	165,519	1年内返済長期借入金	533,260
原材料及び貯蔵品	211,462	リース債務	406,756
前払費用	11,635	未払金	696,421
関係会社短期貸付金	20,000	未払法人税等	25,564
その他	60,470	未払費用	168,542
固定資産	7,291,538	預り金	40,324
有形固定資産	5,448,772	賞与引当金	120,600
建物	1,806,441	役員賞与引当金	3,738
構築物	99,719	その他	223,768
機械及び装置	257,523	固定負債	2,942,063
車両運搬具	1,297	社債	320,000
工具、器具及び備品	152,373	長期借入金	726,170
土地	1,612,682	リース債務	1,249,844
リース資産	1,518,735	繰延税金負債	79,026
無形固定資産	70,184	退職給付引当金	360,881
ソフトウェア	55,029	その他	206,140
その他	15,154	負債合計	9,879,694
投資その他の資産	1,772,581	純資産の部	
投資有価証券	1,468,933	株主資本	3,160,255
関係会社株式	120,193	資本金	1,080,500
出資	40,635	資本剰余金	685,424
関係会社長期貸付金	65,766	資本準備金	685,424
破産更生債権等	1,001	利益剰余金	1,398,906
長期前払費用	8,606	その他利益剰余金	1,398,906
その他	122,208	繰越利益剰余金	1,398,906
貸倒引当金	△54,762	自己株式	△4,575
		評価・換算差額等	383,586
		その他有価証券評価差額金	383,586
資産合計	13,423,536	純資産合計	3,543,841
		負債・純資産合計	13,423,536

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高 価		29,475,701
売 上 原 価		24,297,091
売 上 総 利 益		5,178,610
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,083,269
営 業 利 益		95,340
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,353	
受 取 配 当 金	29,390	
受 取 手 数 料	7,048	
受 取 賃 貸 料	26,188	
そ の 他	40,158	104,139
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	47,470	
支 払 手 数 料	15,000	
そ の 他	126	62,597
経 常 利 益		136,882
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	16,605	16,605
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	16,457	
減 損 損 失	267	
訴 訟 関 連 費 用	4,866	21,591
税 引 前 当 期 純 利 益		131,896
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	41,251	
法 人 税 等 調 整 額	9,789	51,040
当 期 純 利 益		80,855

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	1,080,500	685,424	685,424	1,369,393	1,369,393
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△51,342	△51,342
当 期 純 利 益	—	—	—	80,855	80,855
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	29,512	29,512
当 期 末 残 高	1,080,500	685,424	685,424	1,398,906	1,398,906

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△4,575	3,130,742	539,064	539,064	3,669,806
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	△51,342	—	—	△51,342
当 期 純 利 益	—	80,855	—	—	80,855
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	△155,477	△155,477	△155,477
当 期 変 動 額 合 計	—	29,512	△155,477	△155,477	△125,965
当 期 末 残 高	△4,575	3,160,255	383,586	383,586	3,543,841

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

滝沢ハム株式会社
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指定社員 公認会計士 永田 敬 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 吉村 淳一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、滝沢ハム株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況

に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、滝沢ハム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

滝沢ハム株式会社
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指 定 社 員 公認会計士 永 田 敬 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 吉 村 淳 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、滝沢ハム株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リ

スク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月27日

滝沢ハム株式会社 監査役会

常勤監査役 戸田敏明 ㊟

監査役 長安正 ㊟

社外監査役 澤田雄二 ㊟

社外監査役 鎌形俊之 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第69期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき15円 総額30,805,560円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
2019年6月27日

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役長安正氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
おおはし はるお 大橋 晴夫 (1956年10月7日生)	1975年4月 当社入社 1990年4月 経理部係長 1994年8月 管理本部企画室長 2009年7月 経営企画室副部長 2015年5月 経営戦略室 部長（現任）	200株

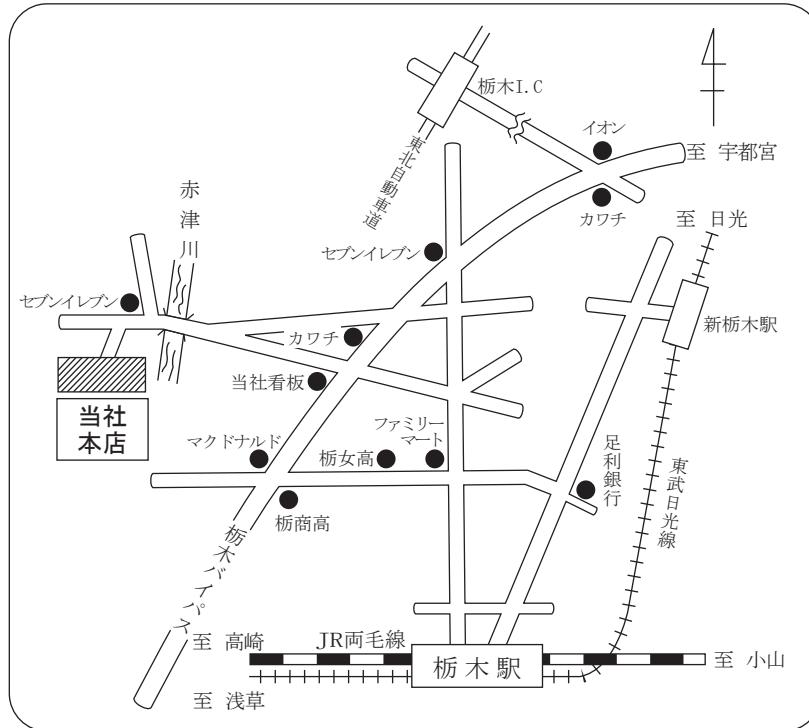
(注) 監査役候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：栃木県栃木市泉川町556番地
当社本店 4階会議室
電話 0282 (23) 5640

(昨年と開催場所を変更しております。株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意お願い申し上げます。)



◎ 交通のご案内

- ・ JR両毛線栃木駅、東武日光線栃木駅より車で約10分
- ・ 東北自動車道栃木インターチェンジより車で約10分